

練馬区いじめ問題対策方針新旧対照表

変更箇所	頁	新（令和 3 年度）	旧（令和 2 年度）
表題	1 p	（修正） 令和 3 年度練馬区いじめ問題対策方針	令和 2 年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針
3 教育委員会の取組	2 p	（追記） （3）学校（園）・教職員への指導・助言 ①教職員研修の実施 ○「 <u>いじめ防止研修資料</u> 」を全教職員に配付し、 <u>校内での効果的ないじめ防止研修を推進する。</u> （修正） 東京都教育委員会「いじめ総合対策【第 2 次】・一部改定」（令和 3 年 2 月）	東京都教育委員会「いじめ総合対策【第 2 次】」（平成 2 9 年 2 月）
	3 p	（追記） （3）学校（園）・教職員への指導・助言 ⑤重大事態への対処 ○ <u>学校主体の調査では、重大事態または重大事態と同種の事態に対して、十分な調査が尽くされていないと教育委員会で判断する場合</u> ○ <u>教育委員会主体で調査を行う場合は、事故対応支援チーム（いじめ等対応支援特別チーム内）を設置して対応に当たる。</u> ○ <u>事故対応支援チームによる調査等によって、教育委員会が重大事態または、当該重大事態と同種の事態であると判断した時には、教育長は区長にその旨を報告する。第三者による詳細な調査が必要である場合は、学校事故詳細調査委員会（いじめ等対応支援特別チーム内）による再調査を実施する。</u> ○ <u>重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、指導主事やスクールソーシャルワーカー等の心理相談の専門家、東京都教育相談センターのアドバイザーリースタッフの派遣による心理ケアチーム（いじめ等対応支援特別チーム内）の活用など必要な措置を講じる。</u>	○学校主体の調査では、重大事態または当該重大事態と同種の事態に必ずしも結果を得られないと教育委員会で判断する場合 ○練馬区教育委員会事務局において「重大事態である」と認められたときには、教育長は区長にその旨を報告するとともに、いじめ等対応支援特別チームおよび心理ケアチームを設置して対応に当たる。 ○重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、指導主事やスクールソーシャルワーカー等の心理相談の専門家、東京都教育相談センターのアドバイザーリースタッフの派遣の活用など必要な措置を講じる。

	4 p	<p>(追記)</p> <p>(5) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進</p> <p>③学校(園)内外の関係者からの幅広い情報収集</p> <p>「保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進に向けた提言」<u>(いじめ等対応支援チームからの提言)</u>を周知するとともに、研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校(園)に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。</p>	<p>「保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進に向けた提言」を周知するとともに、研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校(園)に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。</p>
4 学校(園)の取組	5 p	<p>(修正)</p> <p>「いじめ総合対策【第2次】・一部改定」</p> <p>(追記)</p> <p>(2) いじめの防止</p> <p>③教職員の指導力の向上</p> <p>○「<u>いじめ総合対策【第2次】・一部改定</u>」に基づき、「<u>いじめ防止研修資料</u>」等を活用して、年に3回以上のいじめに関する校内研修を計画し、実施する。</p>	<p>「いじめ総合対策【第2次】」</p> <p>○「<u>いじめ総合対策【第2次】</u>」に基づき、年に3回以上のいじめに関する授業を計画し、取り組む。</p>